

第 28 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 6 月 22 日 (金)
2. 招集日時 午後 1 時 開議
3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、
1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、
4 番 福田 光雄、 5 番 山田 一夫、 6 番 苅谷 雅行、
8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦
農地利用最適化推進委員：
2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、
5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸
5. 欠席委員 農業委員：
7 番 畑林 悦男
農地利用最適化推進委員：
1 番 古館 久
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、局長補佐 長瀬 設男、主任 紫葉 優樹、
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 28 回軽米町農業委員会総会を開会致します。
(開会 午後 1 時 00 分)

本日の出席農業委員は、11 名で在任委員の過半数に達しておりますので、
会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席
となっております。なお、畑林委員、古館委員からは、欠席の報告がござ
いました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席
より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 8 番 鶴飼榮一委員、10 番 泉山和彦委員のお二方に
お願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思
いますが、ご異議ございませんか。

 （ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは、議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規
定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 （別紙議案書により朗読、説明）

 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議をお願い
いたします。

 農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のと
おりです。農業後継者たる長男へ贈与するための無償移転の申請となります。

 農地法第 3 条第 2 項の各号についての調査説明をいたします。

 第 1 号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世
帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

 第 2 号は個人であり適用となりません。

 第 3 号は信託ではないため適用となりません。

 第 4 号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある
日数を農作業に従事すると見込まれます。

 第 5 号下限面積については、権利取得後の経営面積が 30a 以上要件を満
たします。

 第 6 号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりませ
ん。

 第 7 号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であ
り、申請内容は許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、川島委員、
山田委員に依頼しておりましたので、ご報告願います。

川島委員 報告いたします。場所は〇〇〇地区、〇〇第〇地割〇〇-〇、〇〇-〇は
国道 395 号線沿い、〇〇〇から 100m 以内のところに位置しています。東
側が山林、西側が田、南側が山林、北側が宅地となっております。同じく
〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇-〇、〇〇第〇地割〇〇-〇、〇〇、〇〇は、〇〇
〇〇〇より 500m 圏内に点在しております。周囲はほとんど畑となってお
ります。〇〇第〇地割〇〇は、国道 395 号線沿いの〇〇〇〇〇〇の隣に位置

しております。

保有している機械や家族状況、農業経験からみて、農地を効率的に利用できると思込まれます。農地の位置関係など、許可することにより周辺農地の農業上の効率的、総合的な利用、地域の調和に支障はないと思われます。よってこの申請は許可相当であると思えます。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。非農地の理由については、平成5年頃から休耕し、その後雑木・カラ松が生い茂り、現況が山林の状態になっております。適用法令に関し不知だったということで、今回、申請があったものでございます。現地確認については、古舘委員と福田委員に依頼しております。農地の位置図に関しましては、資料に添付してございます。〇〇〇〇〇の南側約400mの〇〇地区に位置しております。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、古舘委員と福田委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

事務局 　　古舘委員が本日欠席のため、現地確認書をお預かりしておりましたので、代わりにご報告いたします。

周囲の状況につきましては、山林に囲まれた小さな農地ということでございます。位置は、〇〇〇〇〇から南に400m程、〇〇〇〇〇の東側300m程のところに位置しております。

現地確認の結果については、平成5年頃から休耕しているということで、25年程経過しておりますが、それ以上年月が経っていると思われるほど、太い木が自然に生い茂ってございましたので、農地以外になってから長年経過しているということが認められるということです。また、復旧することが著しく困難ということで、周辺が山林ということもありまして、周辺への影響はなく、許可相当であるという確認書のないようでございます。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、適用外証明交付申請の承認については、
原案のとおり決定することにいたします。

 続きますして、報告事項として農地等の現状変更届、完了届の受理状況に
ついて、事務局より報告いたします。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

議 長 以上でございます。ご質問、ご意見等ございますか。

(「なし」との声あり)

議 長 続きますして、協議事項として農地利用最適化推進活動計画の策定につい
て、事務局より説明いたします。

事務局 (別紙資料により説明)

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 それでは、農地利用最適化推進活動計画については、原案のとおり決定
することにいたします。

 続きますして、農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画について、事
務局より説明いたします。

事務局 (別紙資料により説明)

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 それでは、点検評価及び活動計画については、原案のとおり決定するこ
とにいたします。

 ここで休憩にします。

 事務局より報告・協議事項がありますので、よろしく願いいたします。

(午後1時50分 休憩)

~~~~~

( 午後 2 時 25 分 再開 )

議 長

再開します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって、第 28 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 午後 2 時 25 分 )